

十九八七

六 五 四

三 二 一

○ 個人 個人 財務省 向け告示 第三百三十八号

平成国債、平成第六十一年条件等を次とおり告示する。

経利発発
過率行行
利価日
子格
の

振額最低
替単額
面金

発用振
行等替
額法の
適

の法律
項及の
び根
そ拠

發行號
称及
び記

(一) 年額平す額の振
○面成るの記替
各取扱機関は、
・金二。整載法
○額十數又の
七百四倍は規
パ円年記定
一に九金録に
セつ月額はよ
ンき十八に、
ト百八十によ
正光

一百額の定以
万三千面振の下
円十金替適「
七額機関を受
万で開港税法
円二は受けと
百日まるとい
六本銀ものう
十八銀行のと
億とし、一
千する、の
六。そ規

財の東三個人
債第平成の策
、六成の確保
株式九十三等
十二保三に実施
大震災に關す
利付第二回国
付から七庫債
券の回復券へ
ために復興の
特別措置法を
別に必要たま
に固定・

払込み

え、次の算式により算出した金額を第十五号に規定する期日に払い込むこととする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.07}{100} \times \frac{3}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十一・三一五を乗じた金額へただし、当該国債を発行時ににおいて取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。成二十五年三月十五日を支払す 次 そ 期 た 期 平
る 号 が 銀 行 休 業 日 に 支 払 う 。 た だ し 、 支 払
期 及 び 第 十 三 号 に 同 お う (以 下 、
に つ い て 同 お う (以 下 、
規 定

$$\text{額面金額} \times \frac{0.07}{100} \times \frac{1}{2}$$

十一 初期利子

十二

後第二期以

てを毎年三月十五日及び以前六月間に支払期に属する

の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

(一) 式 次 う 五 中 日 平 額 平 利

す 生 に 第 る 個 入 に て の 出 る な に 額 ま ら に の こ 年 途 本 成 子
 る し 規 六 省 人 経 は と 端 し 金 お 相 額 面 金 額 ま で 平 途 换 銀 二 金 二 支
 へ な 定 十 令 向 過 一 し 数 、 額 、 旨 × 79.685 と 月 金 行 十 額 七 手
 次 い す 八 (け 利 円 、 が 受 す す 100) (利 子 に 額 面 金 額 ま で 平 途 换 銀 二 金 二 支
 号 銘 る 号 平 国 子 と 一 生 の 、 入 額 × 2 - 1 受 利 子 に 額 面 金 額 ま で 平 途 换 銀 二 金 二 支
 に 柄 受) 成 債 に す 円 じ 算 次 経 過 利 三 九 金 そ 買 後 は は 十 八 百 五
 お に 入 第 十 の 相 る に た 出 の 額 過 利 三 月 月 額 れ 取 に 、 支 店 日
 い つ 経 四 四 発 当 。 満 場 結 算 利 三 月 月 額 れ 取 に 、 支 店 日
 て い 過 条 年 行 す た た 合 果 式 子 三 月 月 額 れ 取 に 、 支 店 日
 同 て 利 第 財 等 す だ な に に に に 三 月 月 額 れ 取 に 、 支 店 日
 じ は 子 十 務 に 金 し い は 円 よ 相 五 五 す れ 額 い 成
 。 零 が 二 省 関 額 、 場 切 未 り 当 利 予 に 額 れ 取 に 、 支 店 日
) と 発 項 令 す は 受 合 捨 满 算 す 利 予 に 額 れ 取 に 、 支 店 日

$$\text{額面金額} \times \frac{0.07}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日

から発行日までの日数

× 365

(二) 平成二十六年三月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額
× $\frac{79.685}{100} \times 2$

十八 中途換金

の特例

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
）第十二条の四第一項に規定
する受益者を含む。）が、死亡した
ときにはその相続人が、又はそ
とのみ、居住する市町村（特別区を含
む。）が扶養信託契約の受
け取人にはその相続人が、又はそ
の区域において、災害
救助法（昭和二十二年法律第二百五
十九第一項の指定都市にあつ
ては当該市又は当該市の区と
するが発生し、当該災害にかか
つた災害十助法（昭和二十二年法律第
百八号）による救助の行われる
十有すが、當該個人向
け國債の十五日前
國債の中途換金を請
求する者が、當該個人向
け國債を當該個人向
け國債を當該災害にかか
つた災害十助法（昭和二十二年法律第
百八号）による救助の行われる
十有すが、當該個人向
け國債の十五日前
國債の中途換金を請
求する

）とがでやるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

（一） 平成二十五年三月十五日から平成二十五年九月十五日以前

（二） 平成二十五年三月十五日までの額の場合は、
平成二十五年の場合は、
（利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額）

の額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額